

平成29年9月20日

宮崎県経営者協会  
会長 小池光一 殿

「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間中の周知に関する要請書

労働契約法（平成19年法律第128号）第18条においては、同一の使用者ととの間で、期間の定めのある労働契約が通算5年を超えて反復継続された場合は、有期契約労働者（期間の定めのある労働契約を締結している労働者をいう。以下同じ。）の申込みにより、期間の定めのない労働契約に転換させる仕組み（以下「無期転換ルール」という。）が規定され、平成25年4月から施行されています。

無期転換ルールについては、平成30年4月以降、多くの有期契約労働者に同条第1項に基づき期間の定めのない労働契約への転換を申し込むことができる権利（以下「無期転換申込権」という。）が発生し、行使されることが見込まれますが、平成29年6月26日に独立行政法人労働政策研究・研修機構が公表した調査によると、約半数の企業が「無期転換ルールの内容までは知らない」と回答しており、認知度は十分とはいえない状況です。

また、有期契約労働者の無期転換ルールに係る認知度は更に低いという民間の調査結果もあります。無期転換ルールの対応に当たっては、平成30年4月に無期転換申込権が行使されるまでの間に、就業規則の整備等、事業場において一定の準備が必要なことから、早急に企業にお取組いただくことが求められております。

さらに、無期転換ルールの適用を避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めをすることは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではなく、雇止め法理について規定した労働契約法第19条も踏まえ、慎重な対応を行うよう企業に対し、周知啓発を行う必要があります。

このため、雇止めへの慎重な対応も含め、各事業場において無期転換ルールの円滑な導入が図られるよう、多くの有期契約労働者に無期転換申込権が発生し、行使されることが見込まれる平成30年4月まで約半年となるこの機を捉えて集中的な周知啓発を行うため、使用者、有期契約労働者等を対象に、「無期転換ルール取組促進キャンペーン」を実施することといたしました。

貴団体におかれても、傘下団体・企業等への「無期転換ルール」に関する周知啓発に関し格別の御協力を賜ってきたところでありますが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けた御協力の程、何とぞよろしくお願い申し上げます。

宮崎労働局長

吉田 研一

